

札幌市身体障がい者入浴サービス事業実施要綱

昭和63年9月27日

民生局長 決裁

最近改正 令和6年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、家庭の事情により入浴の困難な在宅の重度身体障がい者に入浴の機会を提供することにより、その健康の保持と保健衛生の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 本市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(1) 訪問入浴

移動入浴車を利用者宅に派遣して、簡易浴槽等を用いて入浴の機会を提供する。

(2) 施設入浴

市内の特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の入浴施設を利用して入浴の機会を提供する。また、必要に応じて寝台自動車等による送迎を実施する。

2 前項に規定する事業による入浴の実施回数は、当該事業を利用する者1人当たり週2回以内とする。

3 本事業の実施に係る事業者（以下「実施業者」という。）が、利用者の健康状態が入浴に適さないと判断したときは、入浴に代えて清拭（洗髪、部分浴を含む。）を実施することができるものとする。

(対象者)

第3条 前条第1項各号に規定するサービス（以下「入浴サービス」という。）の利用対象者は、本市に住所を有し、以下の各号のいずれにも該当する者とする。なお、障害者支援施設、介護老人福祉施設、救護施設等の施設に入所中の者は利用対象としないものとする。

(1) 総合等級が1～2級の身体障害者手帳を所持し、体幹障害、内部障害等により、入浴に全面介助を要する身体障がい者及び身体的条件により現に介護に当たっている家族のみでは入浴が不可能な身体障がい児

(2) 入浴可能な健康状態であるにもかかわらず、他制度を活用しても入浴する機会に恵まれない在宅の者

2 前項に規定する入浴サービスのうち、施設入浴の対象者は、住居形態や身体状況により、訪問入浴の利用が不可能な者とする。

(委託料及び事業の委託)

第4条 市長は、あらかじめ入浴サービスに係る委託料を定め、本事業を実施する事業者を指定するものとする。

(委託基準)

第5条 前条に基づき指定する事業者は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 訪問入浴

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定訪問入浴介護事業者の指定を受けている事業者とする。

(2) 施設入浴

障がい者の入浴に適した特殊浴槽及びサービス提供従事者を有する特別養護老人ホーム、障害者支援施設とする。

(3) 寝台自動車

障がい者の移送に適した寝台自動車及びサービス提供従事者を有し、北海道運輸局長から一般乗用旅客自動車運送事業許可を受けている事業者とする。

(契約締結方法)

第6条 この制度は、市民の利便性の観点から、複数の事業者において同質のサービスを実施する必要があり、前条において委託料を定めていることから、競争性を考慮する契約ではないため、特定随意契約によるものとする。

(契約の手続き)

第7条 契約締結にあたっては、札幌市契約規則その他関係規定の手続きに従い、下記の手順によるものとする。

(1) 申出書の徴取

受託を希望する団体から、「札幌市身体障がい者入浴サービス事業実施業務委託等申出書」（様式1。以下「申出書」という。）を徴する。

(2) 前号の申出書の提出があった団体について、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条の規定に準じ、札幌市物品・役務契約等事務様式基準「見積参加者選考調書」（共通一第5号様式）を作成し、前条に定められた委託料その他の契約条件を「身体障がい者入浴サービス事業実施業務委託契約条件書」（様式9-1～3）により提示し、「身体障がい者入浴サービス事業実施業務委託承諾並びに消費税及び地方消費税に関する申立書」（様式10-1～3。以下「承諾書」という。）を徴する旨の伺いを行う。

(3) 契約締結伺い

受託を希望する団体から、承諾書の提出を受け、契約締結伺いを行い、契約を締結する。

(申請)

第8条 入浴サービスを受けようとする者は、現にその介護に当たっている家族及び医師と協議し、健康状態が安定しており日常生活上入浴することで健康に支障がないことを確認のうえ、申請書（札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱に定める様式1）を、保健福祉部長に提出するものとする。

(決定及び通知)

第9条 保健福祉部長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、入浴サービス実施の可否を決定し、申請者に通知する。

2 保健福祉部長は、前項の規定により入浴サービスを実施する旨の決定をしたときは、速やかに当該入浴サービスを担当する実施施設、寝台自動車業者又は実施事業者（以下「実施施設等」という。）を定め、その旨を決定通知書（札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱に定める様式8の3）により当該実施施設等に通知するものとする。

3 第1項に基づき、訪問入浴の決定を行うときは、保健福祉部長は、実施業者に調査依頼書（様式3）

により調査を依頼し、報告書（様式4）によりその結果の報告を求めるものとする。

- 4 第2項の場合において、同項の通知書が施設入浴に係るものであるときは、保健福祉部長は、実施施設に施設入浴サービス実施票（様式6）を送付するものとする。

（入浴の実施）

第10条 入浴サービスの実施日時等は、保健福祉部長が、実施施設等と協議のうえ決定する。ただし、保健福祉部長が特に必要と認めるときは、実施施設等と再度協議のうえ、これを変更することができる。

（利用の変更）

第11条 第9条第1項の規定により、入浴サービスを実施する旨の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該決定による入浴サービスの種別の変更を希望するときは、当該変更の実施を希望する月の前月の末日までに、保健福祉部長に申請しなければならない。

- 2 第9条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（届出義務）

第12条 利用者は次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに保健福祉部長に届け出なければならない。

- (1) 第8条の規定により申請した内容に変更が生じたとき。
- (2) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 利用を辞退又は停止するとき。

（利用の取消し等）

第13条 保健福祉部長は、前条第2号若しくは第3号の届出があった場合又は利用者が第3条に規定する対象者に該当しなくなったことを把握した場合は、交付した利用券を回収し、利用資格を取り消すものとする。

- 2 保健福祉部長は、前項の規定によって利用者の利用資格を取り消したときは、廃止通知書（札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱に定める様式10及び10の2）により、停止したときは、停止決定通知書（札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱に定める様式9）により、利用者及び実施施設等に通知しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第14条 利用者及びその介護に当たっている同居家族又はこれに準ずる者（以下「介護者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 病気その他健康上の理由等により入浴サービスを利用することができないときは、入浴日の前日までに、その旨を実施施設等に届け出ること。
- (2) 当日の入浴前に健康状態に異常が生じたときは、直ちに関係機関に届け出ること。
- (3) 入浴サービスを利用する際には、あらかじめ保健福祉部で発行する寝台車利用券（様式7）又は訪問入浴利用券（様式8）を実施施設等に提出すること。
- (4) 施設入浴を利用する際には、あらかじめ保健福祉部から施設に送付する施設入浴サービス実施票

(様式6)に記名すること。

- (5) 施設入浴を利用する場合は、介護者が同行し、寝台車両の移動等の際に協力すること。
- (6) 訪問入浴を利用する場合は、介護者が居宅内で入浴が安全に実施できるよう部屋の片づけを行うとともに介助作業に協力すること。
- (7) 利用者又は介護者の故意又は過失により、実施施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(入浴従事者の遵守事項)

第15条 入浴サービス事業に従事する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者の健康状態に十分注意すること。
- (2) 入浴サービスを実施中事故が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときは、必要な措置を講ずるとともに、その状況を保健福祉部長に報告し、その指示を受けること。

(費用の負担)

第16条 入浴サービスを利用する者は、サービスの提供に係る費用の10%（1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額）を負担するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける被保護者並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）の適用を受ける中国残留邦人等については0%とする。

- 2 利用者は、入浴サービスを利用する都度、前項の規定による負担額を直接実施施設等に支払うものとする。
- 3 保健福祉部長は、毎年度7月以降の負担について前々項の規定に基づく負担額を確認するものとする。

(施行細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月14日から施行し、平成25年8月1日から適用する。
- 2 第15条第1項に定める生活保護法の適用を受ける被保護者で、平成25年8月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者に係る利用者負担額については、平成26年6月30日までの間はなお従前の例による。
- 3 第15条第1項に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受ける中国残留邦人等で、平成25年8月1日施行の生活扶助基準の改正に伴う支援給付基準の改正により支援給付が廃止された者に係る利用者負担額については、平成26年6月30日までの間はなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第15条第1項に定める生活保護法による被保護者で、平成26年4月1日施行の生活扶助基準の

改正に伴い生活保護が廃止された者に係る利用者負担額については、平成27年6月30日までの間はなお従前の例による。

- 3 第15条第1項に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受ける中国残留邦人等で、平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴う支援給付基準の改正により支援給付が廃止された者に係る利用者負担額については、平成27年6月30日までの間はなお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において施設入浴サービスの決定を受けている者は、第3条の規定に関わらず、施行日において施設入浴の利用の決定を受けたものとみなす。
- 3 第15条第1項に定める生活保護法による被保護者で、平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者に係る利用者負担額については、平成28年6月30日までの間はなお従前の例による。
- 4 第15条第1項に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受ける中国残留邦人等で、平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴う支援給付基準の改正により支援給付が廃止された者に係る利用者負担額については、平成28年6月30日までの間はなお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の第15条第1項に規定する生活保護法の適用を受ける被保護者で、平成30年10月1日施行の生活保護基準の改正に伴い生活保護が廃止された者に係る利用者負担額については、平成31年6月30日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この要綱の第15条第1項に規定する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受ける中国残留邦人等で、平成30年10月1日施行の生活保護基準の改正に伴う支援給付基準の改正により支援給付が廃止された者に係る利用者費用額については、平成31年6月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。